



メタセコイア

志津小ホームページ https://www.city.sakura.lg.jp/school/shizu_es/

児童数340名

学校経営説明にあたり～子どもたちの学びのために～

校長

始業式に散り始めた桜は、若葉に変わり、校庭では、藤の花、八重桜、さつきの花が咲き誇っています。最近、春と秋が短くなったと言われます。初夏のような陽気の日もありますが、業間休みや昼休みには、校庭に子どもたちの歓声が響いています。

先日は、学校経営説明、授業参観、保護者会にお集まりいただき、ありがとうございました。学校経営説明では、「志津小学校ランドデザイン」をもとに話をしました。こちらは、毎年作成していて、ホームページの学校要覧にも示しているものです。繰り返しになりますが、家庭の協力をお願いしたいことについて、以下、まとめて3点について説明いたします。

まず、「学校生活」についてです。挨拶をすること、特に、「おはようございます」「ありがとう」は、コミュニケーションを図るうえで大切にしたい言葉です。そのほかにも、持ち物（道具）を大切にすること、学校のルールを守ること等、集団の中でお互いに気持ちよく生活するために必要です。先日、学校のきまりをまとめた「しづっこガイド」を配布し、各学級で確認をしました。ご家庭でもいっしょに確認をするとともに、新学期、十分できている、わかっていることでも、小さいことからもう一度見直す機会としていただきますよう、声かけをお願いします。

次に、「学習指導」についてです。確かな基礎学力の向上を目指し、読むこと、聞くこと、話すこと、文章を読んで意味を理解すること、根拠をもとに筋道立てて考えること、これらの力を伸ばせるように、各学年の段階に応じて取り組んでいきます。文部科学省は「令和の日本型教育」の中に「個別最適な学び」として、「ICT機器を活用して、子どもの興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子ども自身の学習が最適となるよう調整すること」と示しています。また、授業での活用等、今後、学年に応じたタブレットの活用のさらなる推進、持ち帰りの習慣化を図ります。持ち帰った場合、家庭での充電にご協力をお願いします。

最後に、「生徒指導」についてです。けがやいじめ等の「生徒に関する問題」については、職員間の情報の共有と連携を図り、様々な課題に対して迅速な対応をします。特に、未然防止に力を入れるとともに、早期発見・早期対応を一番に考えます。また、問題が起こった場合は、関係者から事実確認を丁寧に行い、保護者への説明も隠すことなく、事実をお伝えしていきます。子どもたちが引き続き安心・安全な学校生活を送れるように努めてまいりますので、気づいたこと、不安や疑問に思うことがありましたら、ご連絡ください。

着任して1か月、校長室には、43名の歴代校長の写真や名前が飾られています。1代目の校長先生は、和装姿で明治20年から明治39年まで勤務されたことが記されています。それぞれの時代に応じて学校経営がされてきたことを感慨深く思い、志津小の歴史の重みを感じます。

歴史といえば、先日、志津駅南町商店会の方より、子どもたちが、地域の歴史や物語に触れるきっかけとなるよう「志津次郎とものけ」という物語絵本を寄贈していただきました。鎌倉時代から室町時代へ続く中世日本において、志津・臼井は、重要な役割を担った要衝であったそうです。志津城のあった場所は、現在の天御中主神社（あめのみなかなぬしじんじゃ）周辺と言われています。パンフレット（探訪マップ）を配布しました。親子で5月の連休などに実際の場所を訪ねて回ったり、デジタル版「志津次郎とものけ」を読んだり、志津城下町の歴史に触れてみるのはいかがでしょうか。

最後になりましたが、5月も、保護者の皆様、地域の皆様の、変わらぬご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

佐倉市よりお知らせ

●佐倉市教育委員会委員候補者を公募します

市民の意見を教育行政に反映させるために、市内小中学生の保護者のかたを対象に、教育委員会委員候補者の公募を行います。詳細は、市ホームページ、人事課にお問い合わせください。

問い合わせ 佐倉市人事課 (☎043-484-6210)

集金について

昨年12月、マチコミにてお知らせした通り、今年度より教材費の集金を、現金集金ではなくゆうちょ銀行口座からの自動振替に変更させていただきます。現在準備を進めており、集金スケジュール・集金額等の詳細が決定しましたらお知らせいたします(12月のお知らせより多少の変更があります)。最初の集金は6月を予定しております。※給食費無償化に伴い、今年度より給食費の集金は行いません。

「スクールカウンセラー」

先生の5・6月の出勤日について

5月7日(木) 5月18日(月) 6月1日(月) 6月29日(月)

相談をいつでも受け付けております。要予約：担任または教頭までご連絡ください。

ゴールデンウィークの過ごし方について

2日(土)～6日(水)まで5連休になります。学校では、けがなく安全に過ごすよう指導しますので、ご家庭におかれましても話題にしてお話いただきますようお願いいたします。

登下校時の送迎について

登下校時の送迎につきましては、校内に車を乗り入れての送迎は、児童の安全を考慮してご遠慮願いますようお願いいたします。

学校における合理的配慮の提供に係る申し出について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の施行により平成28年4月1日から公立学校において、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに合理的配慮の提供が義務となりました。

つきましては、下記を参照の上、お子様の学校生活に関することで相談がありましたら遠慮なく申し出てください。本件の学校での相談窓口は教頭、特別支援教育コーディネーターとなります。

なお、申し出いただいた内容につきましては、校内で十分検討のうえ、本人、保護者の同意を得て、決定していきます。

1 障害者差別解消法とは

平成25年6月19日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定されました。これにより本法が施行される平成28年4月1日以降、公立学校においては、障害者に対して障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、合理的配慮の提供が義務となりました。

2 合理的配慮とは

合理的配慮とは障害のある子供が他の子供と平等に勉強や学校生活を送ることができるように次の3つがあげられます。

- ① 障害のある子供の状況に応じて行う、必要かつ適当な変更・調整
- ② 障害のある子供の状況に応じて、個別に必要とされるもの
- ③ 体制面、財政面において、学校等の実情と照らして対応できるもの

とされています。

(参考)学校における合理的配慮の例 (文科省資料一部改変)

視覚障害(弱視)のAさん 【状態】矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。黒板に近づけば文字は読める。 ○廊下側の前方の座席 ○教室の照度調整のためにカーテンを活用 ○弱視レンズの活用	肢体不自由のBさん 【状態】両足にまひあり、車いす使用。エレベーターの設置が困難。 ○教室を1階に配置 ○車いすの目線に合わせた掲示物等の配置 ○車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消
学習障害(LD)のCさん 【状態】書くことが苦手で、特にノートテイクが難しい。 ○板書計画を印刷して配布 ○デジタルカメラ等※による板書撮影 ○ICレコーダー等※による授業中の教員の説明等の録音 (※データの管理方法等について留意)	聴覚障害(難聴)のDさん 【状態】右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。 ○教室前方・右手側の座席配置 (左耳の聴力を生かす) ○FM補聴器の利用 ○口形をハッキリさせた形での会話 (座席をコの字型にし、他の児童の口元を見やすくする等)
病弱のEさん 【状態】病気のため、他の子どもと同じように運動することができない。 ○体育等の実技において、実施可能な課題を提供	知的障害のFさん 【状態】知的障害があり、短期的な記憶が困難。 ○話し言葉による要点を簡潔な文字にして権記することにより、記憶を補助する。

保健室からのお知らせ

●尿検査について

学校の尿検査が始まったのは、病気を早く見つけることで重い腎臓病になる人が減ると考えられたからです。「尿検査」は体に痛みもなく、簡単にできる検査でありながら、大きな病気の発見が出来ると言われています。二次検査が必要だと言われたお子さんは必ずうけてください。

*尿検査二次 実施日： 5月21(木)

朝 9:00 までに保健室へ検体提出。

●学校での医薬品の扱い

児童の急な発熱や腹痛などの疾病は、重大な疾患が隠れている場合があるため、学校としては薬品等を使わず保護者の方に連絡をし、医療機関の受診をすすめます。片頭痛などでの常備薬、点眼薬等を学校に持参させたい場合は、お子さんとご家庭でいつ使用するのか、また使い方等をきちんと話し合い、自己管理をお願いします。(原則学校で提供することはできません。) また使用する場合は、担任に声をかけるようお子様にお話してください。ご心配なことがありましたら、個別にご相談ください。

●心電図検査 未実施の方へ

5月27日(水)に1年生対象の心電図検査があります。他学年の転入等で検査を受けていないお子さんも対象になりますので、該当する場合は担任までお知らせください。

●健康診断の結果について

健康診断において、所見のあったお子さんについては、受診勧告書を配付します。早めに医療機関で相談・治療をうけるようおすすめいたします。所見がない場合は、夏休み前に健康診断の結果をまとめて『健康の記録』にてお知らせしますので、ご確認ください。

●運動会練習が始まります。

夜は早く布団に入り、十分な睡眠をとらせてください。疲れもたまってくる頃だと思います。お子さんが元気に学校生活を送れるよう、ご家庭でもご協力お願いいたします。

